



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・3件（水産課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 2
- 建築士法に基づく二級建築士の免許の取消しの公告（建築指導課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）…………… 4

教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 6

告 示

沖縄県告示第442号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、伊江加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第443号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、石垣加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第444号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、与那国加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第445号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年10月30日から同年11月13日まで糸満漁業協同組合事務所に

において縦覧に供する。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 豊見城市字豊崎1番地1210 2F 安谷屋秀喜、糸満市西崎二丁目3番6-20
2号ハイツ大政 兼城昇
- 2 加入区 糸満加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 糸満漁業協同組合

沖縄県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和2年10月30日から同年11月12日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市大東三丁目2489番3地内	16.0m ～ 27.2m	31.0m
新	名護市大東三丁目2489番3地内	16.8m ～ 35.6m	31.0m

沖縄県告示第447号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊見城市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 豊見城市内
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年7月14日から令和3年2月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（修正測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年3月16日 沖縄県指令土第220号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間佐久川原585番1ほか8筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字当間176番地 中城村長 浜田京介
- 5 検査済証番号 令和2年10月2日 第4685号
- 6 工事完了年月日 令和2年9月23日

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項第2号の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 免許の取消しをした年月日 令和2年10月6日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名等 桑江昌明 二級建築士 沖縄県知事登録第6288号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第7条第2号に該当するに至ったとして、同法第8条の2の規定による届出があった。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和2年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
 - (3) 申請書等の受付期間 令和2年10月30日（金曜日）から同年11月11日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和4年3月31日（木曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 令和3年2月26日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 以下のいずれかに該当する者
 - (イ) 令和元年6月25日付け沖縄県公報定期第4754号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (ロ) 令和2年10月30日付け沖縄県公報定期第4884号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 機器等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和2年11月20日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあつては1日以内に、沖縄本島以外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
 - ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和2年11月20日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 令和2年10月30日（金曜日）から同年11月11日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和2年10月30日(金曜日)から同年11月20日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年12月10日(木曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年10月30日(金曜日)から同年11月20日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する方法 3(2)の場所で交付又は沖縄県教育委員会のホームページから入手すること
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和2年12月9日(水曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 実施しない

- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES AND QUANTITY TO BE LEASED
Lease of computers for teachers including sets of application software 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) BID OPENING
Date and Time:December 10, 2020(Thursday) 10:00 a.m.
Place:Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Second Meeting Room
- (4) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第10号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 2 年10月30日

沖縄県教育委員会
教育長 金 城 弘 昌

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条を次のように改める。
（服務の宣誓）

- 第 2 条** 沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例（昭和47年沖縄県条例第 5 号）に基づく服務の宣誓は、人事異動通知書の交付後署名した宣誓書を人事異動通知書交付者に提出して行うものとする。
- 2 沖縄県職員等の服務の宣誓に関する条例第 2 条第 3 項の会計年度任用職員の服務の宣誓については、会計年度任用職員の採用の際、法令の規定に基づき職務を遂行する旨を誓約する書面を別に提出している場合にあっては、当該書面の提出をもって同条第 1 項の規定による宣誓書の署名及び提出に代えることができる。

附 則

この訓令は、令和 2 年10月30日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--